

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、下記第 2 の 2 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求に対し、対象公文書が存在しないことを理由に、非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

平成 29 年 8 月 30 日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「基礎検討書」の③コマ基礎の 7. 基礎工事金額の ¥17,626,511 には、コマ基礎（¥5,681,411）と独立フーチング基礎の基礎工事費（¥11,945,100）が合算されています。ゆえに独立フーチング基礎の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」および添付されている構造計算書。ただし平成 21 年 2 月 20 日以前のもの。

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書は、不存在とした。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年 9 月 13 日付、沖市生第 913006 号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

平成 29 年 12 月 27 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開決定処分を取消し、請求にかかる文書の公開を求める。

2 審査請求の理由（原文のまま）

(1) 基礎検討書の「基礎形式の決定」の総合比較検討結果では、地盤補強であるコマ基礎が採用されています。ところが、「項目 7」の基礎工事金額（概算工事費）は、直接基礎の独立フーチング基礎（1194 万 5100 円）底面下にコ

マ基礎（568万1411円）となっており、採用された地盤補強であるコマ基礎とは基礎形式が異なります。

- (2) 平成20年12月26日の■■■■《市職員氏名》からの件名「今後の予定」では、平成21年1月13日「計画通知提出予定（事前審査）」には、直接基礎の独立フーチング基礎底面下の地盤補強にコマ基礎を採用した、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（構造計算適合性判定＝構造適判）」及び添付された構造計算書が必要不可欠です。
- (3) 平成20年12月1日の■■■■《市職員氏名》からの件名「今後の日程」では、計画通知提出にむけての構造適判の件も「遅くとも12月24日・25日までには行いたいと思います。」と明記されています。つまり、平成20年12月24日・25日には、学習等供用施設の直接基礎の独立フーチング基礎底面下の地盤補強にコマ基礎を採用した、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（構造計算適合性判定＝構造適判）」及び添付された構造計算書が作成されていなければならない。ちなみに、多目的ホールの「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（構造計算適合性判定＝構造適判）」及び添付された構造計算書の作成が、平成20年12月20日です。

3 反論書の要旨

- (1) 沖縄市と争いのない事実として、地質調査報告書より軟弱な地盤（原地盤の支持力不足）である。また、支持地盤が28m間で2.2m傾斜している。この場合、参考文献によると、杭基礎等の工法を用いることが明記されている。つまり、直接基礎であるベタ基礎や独立基礎は建築不可能である。
- (2) 弁明書において「池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書による比較検討を行い基礎形式は「コマ基礎」と決定し、建築を行った。」と記載されているが、これは真っ赤な嘘であり、決定されたのは「コマ基礎」ではなく、原地盤の支持力不足や不同沈下を防ぐために「独立基礎底面下の地盤にコマ基礎を決定」したものになっている。
- (3) 池原地区学習等供用施設新築工事のトップベース工法検討書の作成は、平成20年12月22日。トップベース工法検討書の3.原地盤（無処理）の長期許容支持力の設計条件（独立基礎F1）で「原地盤の支持力不足の為、次にトップベース工法の検討を試みる。」と明記されており、独立基礎底面にコマ基礎が採用されている。
- (4) 「池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書（＝杭基礎検討書）による比較検討を行い基礎形式（＝地盤補強）は「コマ基礎」と決定し、建築（＝実施設計業務）を行った。」のは、契約工期（平成21年2月20日）の2ヶ月前の平成20年12月22日だったということは明白である。
- (5) つまり、実施設計業務（業務期間2ヶ月）の前提となるのが、「独立基礎底面にコマ基礎を決定」した「構造計算によって建物の安全性を確かめた旨の証明書」ですが、契約工期内には提出されていない。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件処分理由について

本件請求文書は、作成されていないため、文書不存在とし、非公開決定を行ったものである。

2 弁明書の要旨

(1) 本件公文書の性格について

「基礎検討書」とは、建築物の基礎工法を決定するための比較検討資料である。「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」とは、建築士法第20条第2項に規定され、構造計算を行った建築士が建築主に対して交付することが義務付けられているものである。「構造計算書」とは、建築物の構造の安全性を評価するための一連の計算をまとめた書類である。

(2) 文書不存在について

① 池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書による比較検討を行い基礎形式は、「コマ基礎」と決定し、建築を行った。従って、採用された「コマ基礎」のみについて構造計算を行い、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」が交付されている。

② 以上のとおり、審査請求人が公開を求める文書については、作成されていないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しない。

3 口頭説明の要旨

建築物の構造的な検討にあたっては、建物を支えるための基礎と地盤を総合して基礎工法の比較を行っており、独立フーチング基礎+コマ基礎(地盤補強)を「コマ基礎工法」としているため、独立フーチング基礎のみでの構造的な検討は行っていない。

第5 調査審議の経過

- | | | |
|---|------------|-------------------------------------------|
| 1 | 平成30年7月13日 | 審査庁から諮問書を收受 |
| 2 | 令和元年11月26日 | 調査審議(概要説明、事件整理)
※諮問第24号及び第25号は、調査審議を併合 |
| 3 | 令和2年1月17日 | 調査審議(審査庁による口頭説明) |
| 4 | 令和2年2月7日 | 調査審議 |
| 5 | 令和2年3月6日 | 調査審議(審査請求人による口頭意見陳述) |
| 6 | 令和2年7月3日 | 調査審議(答申案の検討) |
| 7 | 令和2年7月22日 | 調査審議(答申案の検討) |

第6 審査会の判断

1 はじめに

本件は、本件請求文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書は不存在であるとして非公開決定とする本件処分を行った。

審査請求人は、本件対象公文書が存在するはずだとして、本件処分の取り消しと本件対象公文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 「独立フーチング基礎」に関する構造適判及び構造計算書の存在について

(1) 実施機関は、平成20年7月30日にA社を受託者として締結した「池原地区学習等供用施設建設設計業務委託」（以下「本件業務委託」という。）において、A社から提出された構造適判及び構造計算書は、建物の基礎工法として採用した「コマ基礎」について行った構造計算であり、「独立フーチング基礎」単体で構造計算を行ってはおらず、したがって、「独立フーチング基礎」についての構造適判及び構造計算書は存在しないとしている。

(2) 本件業務委託の完成成果品としてA社から市に提出された構造適判の文書には、「建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記建築物の安全性を確かめたことを証明します。」と記載され、添付されている構造計算書においては、1頁に「基礎種別 直接基礎（基礎下にトップベース工法を採用）」と記載されている。

実施機関によれば、この「直接基礎」として今回採用されたのが「独立フーチング基礎一部布基礎」であり、「基礎下にトップベース工法を採用」とあるのは、直接基礎の下に「コマ基礎」を配置するトップベース工法を採用したことを意味する記載であるとのことである。このことは、当該構造計算書23頁にも次の記載があることから確認できる。

「§.6 基礎の設計」

1) 基礎形式

直接基礎（独立フーチング基礎一部布基礎）

但し、基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用

したがって、当該構造適判及び構造計算書において採用された基礎工法の形式については、基礎形式を「直接基礎（独立フーチング基礎一部布基礎）基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用）」として行ったものであることは明らかである。

(3) この点、審査請求人は、本件業務委託に係る基礎検討書の基礎形式の決定において、総合比較検討結果欄では、地盤補強であるコマ基礎が採用されているが、同表の項目7、基礎工事金額（概算工事費）欄に記載されている金額は、直接基礎の独立フーチング基礎の11,945,100円と、その底面下のコマ基礎の5,681,411円を合計した17,626,511円となっており、採用されたとする地盤補強であるコマ基礎とは基礎形式が異なっていることから、採用されたのは「コマ基礎」ではなく、「独立フーチング基礎底面下の地盤にコマ基礎を決定」したのものになっている旨主張している。

(4) しかし、実施機関によれば、当該基礎検討書については、A社において基礎の比較検討を行うために作成されたものであり、検討にあたっては、建物を支えるための基礎と地盤を総合し、基礎工法の比較を行ったものであるところ、独立フーチング基礎+（プラス）地盤補強であるコマ基礎を「コマ基礎」としていることから、独立フーチング基礎のみでの構造的な検討は行っ

ていないことが認められる。

また、審査請求人が主張している金額については、A社が提出した基礎の経済比較表のことを指していると思われるが、これは、経済的な比較を行うために基礎の部分と地盤の部分の見積もりを分けて記載しているだけである。

さらに、構造計算書には、以下の内容が認められる。

- ①「§.3 設計用荷重」として、床荷重及び壁荷重等の建物全体の荷重が記載され(4頁以下)、②「§.6 基礎の設計」として、基礎形式を「直接基礎(独立フーチング基礎一部布基礎)但し、基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用」とし(23頁)、③「4)許容支持力の算出」として、原地盤(無処理)の長期許容支持力の検討結果として、「※原地盤の支持力不足の為、次にトップベース工法の検討を試みる」とされ(26頁)、④トップベース工法の長期許容支持力の検討結果として、「 $=174.64\text{kN/m}^2$ (コマ基礎の支持力) $>150.00\text{kN/m}^2$ (設計荷重)・・・OK」との記載が確認できる(27頁)。
- (5) これらのことからすれば、本件業務委託においては、建物の基礎と地盤を一体的にとらえ「コマ基礎」として採用されたものであり、一体的に構造計算を行ったことが認められる。

なお、当該構造計算書に記載がある「直接基礎(独立フーチング基礎一部布基礎)但し、基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用」の記述と、実施機関による建物の基礎と地盤を一体的にとらえ「コマ基礎」として採用し構造計算を行ったものである旨の主張、審査請求人による「独立フーチング基礎底面下の地盤にコマ基礎を決定」の主張は、実質的には差異は無く、A社及び実施機関において、これらを総合的に「コマ基礎」と呼称したことに過ぎないことから、審査請求人の主張をもって、本件請求文書が存在しているとは認められない。

- (6) 以上のとおり、そもそも、「独立フーチング基礎」単体で構造計算を行ってはいないのであるから、審査請求人が特定している時期(平成21年2月20日以前)に関係なく、「独立フーチング基礎」についての構造適判及び構造計算書は存在しないとする実施機関の主張は合理的なものである。

3 その他

審査請求人は反論書及び審査会に提出した主張書面、口頭意見陳述の中で実施機関に対する本件業務委託の違法性や不当性、契約工期、構造計算書の日付の改ざんに関して種々の主張を行っている。

しかし、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書非公開決定の適否を審査することを本務とするところであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

4 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められないことから、本件請求文書の公開請求に

対し、対象公文書が不存在であることを理由に、非公開としたことは妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年7月27日

沖縄市情報公開審査会

会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 佐渡山 美智子

委員 柴 田 優 人

委員 古 堅 豊